

令和2年度「緑と水の森林ファンド」公募事業 挿添例

番号	事業名	事業概要	申請者	都道府県	採択額	SDGs
12	木のおもちゃや広場の開催	木のおもちゃやで遊び、木の良さ・効果を体感し、森林・樹木への関心を高めると共に、木の良さ・効果を学ぶことを通じて開催します。	一般社団法人 子育てまもりネットワーク	茨城	800	SDGs:3, 4 11, 12, 1 2, 14, 16
13	地域材による木工技術の普及と木材利用の普及促進事業	地域材の利用拡大のため、間伐材を活用することにより、環境意識の普及を行う。また、森林の役割や魅力を多角的に発信する。森林の役割や木材利用の普及促進を行う。	特定非営利活動法人 やみぞの森	茨城	800	SDGs:12
14	サシバの里の「野遊びようちえん」	絶滅危惧種のタカ・サンバが生息する自然豊かな里山で、都市近郊の未開拓尾とその親里山、古民家、雑木林、田んぼ、畑での遊びや暮らしこそを通じて、楽しく森林や生態系を学ぶ。	特定非営利活動法人 オオタカ保護基金	栃木	250	SDGs:3, 4 8, 11, 12 .15
15	森はともだち 楽しくまなぼう森友楽校	自然観察会、森のめぐみ体験、森づくり体験等を通じて自然と親しみ、自然環境の保全や人間形成に理解を深めてもらうと共に、普及啓発と森林環境教育を行う。	ぐんま森林インストラクター会	群馬	350	SDGs:13, 15
16	ヤマアジアの森の調査隊と山のがん	ボランティア育成を兼ねたヤマアジアサイの森の調査会を実施。また、ヤマアジアサイの盆栽づくり、しおりづくりを行う。	倉渢ヤマアジアの会	群馬	400	SDGs- 3, 6, 11, 1 5, 17
17	生物多様性のある里山の森づくり	同窓生から現役高校生まで世代を超えて自然を学び、うつそどうとした里山を整備、再生する。さらに専門家の指導の下、地域本来の種生を取り戻し、地域の人々に憩いの場を提供する。	埼玉県立浦和第一女子高等学校麗風会	埼玉	500	SDGs:3, 4 .6, 11, 13 .15, 17
18	子どもと森・緑・水をつなぐための環境教育リーダー養成講座(第5回)	北欧で開発された環境教育プログラムにより、日本の自然に適したメソッドで、森・緑・水の認識を深め、子どもたちにわかりやすく伝えることのできる人材育成を行なうプログラムの実施。	特定非営利活動法人 照ボランティア協会	千葉	400	SDGs, ACT 3, 4
19	森林・林業に関する普及活動促進プログラム	国民の森林・林業に係る普及活動への理解の促進と森林・林業の普及を行なうボランティア活動の効果を高めるため、優れた普及活動の発表等を行なうプログラムの実施。	一般社団法人 全国林業改良普及協会	東京	400	SDGs:4, 8 .12, 15
20	地域型バイオマスの熱利用普及、熱需要等調査及び技術研修	地域材の有効活用となるバイオマスのエネルギー利用を調査し、熱利用技術の研修と、熱利用を啓発するシンポジウムを行う。	特定非営利活動法人 農都会議	東京	750	SDGs- 7, 9, 15
21	日光ふるさとの森づくり	栃木県日光市の民有林(スキ林)伐採跡地において、地元の児童・生徒を対象に、保護者や大切さを体験する環境学習を行う。	特定非営利法人 森びとプロジェクト委員会	東京	850	SDGs:13, 15
22	森林・水の生物多様性及び生態系サービスに関する普及啓発活動	昨年公表されたIPBESの評価報告書で、愛知目標やSDGsといった目標達成のために、社会変革が重要とされたことを踏まえ、森林・水をとりまく状況をテーマにシンポジウムを開催します。	一般社団法人 産業環境管理協会	東京	600	SDGs:9, 1 2, 13, 14, 15, 17
23	「医師と歩く森林セラピーロード」	参加者が医・科学的実証に基づく森の癒しを体感し、地元が人間環境的に森の環境維持及び利活用に有益と感じる、森と人の共生を普及啓発することを目的に、森林セラピーロード、全国64ヶ所中10ヶ所前後を選定し、医師との同行行動を行う。	International Society of Nature and Forest Medicine	東京	800	SDGs:1, 3 .8, 12
24	健全な海岸林を将来に残すための啓発活動	東日本大震災直後からの名取市の海岸林復旧は育林途上。津波から10年目あたり、宮城県をはじめ全国での報告会やパネル展、広報物を通じ、防災・減災に果たす役割を訴求。	公益財団法人 オイスカ	東京	1, 000	SDGs:13, 15, 11, 17 .9

(以下 田各)

令和2年度「緑と水の森林ファンド」公募事業 採択候補

番号	事業名	事業概要	申請者	都道府県	採択額	SDGs
7	防草林シートによる防草効果及び敷設効果調査	宮崎県は、コンテナ苗を利用した伐採・植栽一貫システムが徐々に普及しているものの、宮崎県では、な作業である下刈の省力化・軽作業化が進んでいないため、再造林率の向上の阻害要因となることから、植栽時に防草林シートを敷設することにより、下刈施業の大幅な削減を図る。	諸県の下刈りを楽にする会	宮崎	500	SDGs :
	事業概要 7件					
【基盤整備事業 19件】						
1	森でコミニケーションしよう 「里山再生プロジェクト」	1985年の老地闇叢により里山としての機能を失った森を、大学・地域住民・NPO・名取市が連携し、公共財として捉え再生する。	学校法人 尚絅学院	宮城	450	SDGs:7.1 6.17
2	大学生を対象とした森林環境教育プログラム	都内近郊の大学生を対象に、森林保全活動体験を通して森林の大切さを学び、中山間地の地域社会の生活や文化、直面している課題につなげる環境教育プログラム	特定非営利活動法人 Peace Field Japan	東京	300	SDGs:3.4 6.8.12. 13.15
3	宮城県沿岸部の在来植物を活用した屋敷林と種子採取～苗の育成、土壌改良などを実施	津波被災後地域の新しい資産とし屋敷林／農地林を育成することを主体目標に植樹・補植と種子採取～苗の育成、土壤改良などを実施する。	特定非営利活動法人 山の自然学クラブ	東京	900	SDGs:15
4	「子ども樹木博士」実施団体の拡大・ネットワーク化の推進	子ども樹木博士認定活動を通過していきくため、普及啓発活動、情報交換、資料提供等により実施団体の拡大を図るとともに、ネットワーク化を図る。	子ども樹木博士認定活動推進協議会	東京	800	SDGs : 4.15
5	「フォレスティング・ベース」としての「ソフィアの森」の整備	「ソフィアの森」の区域面積が現在の4倍の20haに拡大され、本学学生や蛭井沢の地域住民等の活用拡大を図り、環境教育・ESD、健康づくり(フォレスティング・ベース)づくりとそのための研究活動が可能となるフィールドの整備をする。	上智大学大学院 地球環境研究科	東京	500	SDGs : 4.7.8.9. 12.16
6	能登半島の中山間地域における住民グループと都市住民の連携による地域活性化・グリーンビジネスのモチベーション構築	過疎化・少子高齢化が進む石川県能登町当目(とうめ)地区を対象とし、住民グループと住民等の大学生等の生産・農産物の生産・販売をグリーンビジネスとして軌道に乗せるという「モデル」の提示を目的とする。	早稲田大学 地域・地域間研究機構	東京	600	SDGs : 1.8.15.1 7
7	安全で楽しい森林の保全・利用を指導できるリーダー養成事業	安全で楽しい森林づくり活動と森林資源の利用を推進するために、現場リーダーを養成するとともに、横浜・多摩地域の活動団体との連携を深めてネットワークを強化する。	モリダス	東京	600	SDGs-
8	里山を育てて森とつながろう 「鬼無里・原木きのこ人をつなぐファンククラブ」	都市住民参加型の「原木きのこファンククラブ」を立ち上げ 落葉林地の整備で出した原木を里山のこかきのこ栽培培用のはだ木として活用するとともに、継続的な関係人口づくりを構築する。	特定非営利活動法人 まめってえ鬼無里	長野	550	SDGs-15
9	緑と水の森林ファンド	荒れた放置林の整備・被刈り・植栽による里山の再生・林道及び作業道の整備	T G C 様	静岡	300	SDGs-

令和2年度「緑と水の森林ファンド」公募事業 採択件目

番号	事業名	事業概要	申請者	都道府県	採択額	SDGs
10	陀羅尼助(だらにすけ)の郷で森林づくりin天川村洞川	和漢胃腸薬「陀羅尼助」は、天川村の名物だが、原料のキハダは県外仕入れに頼つていて、業育成と共に、広葉樹で持続可能な森林ボランティアリーダーの養成を図る。	奈良県森林ボランティア連絡協議会	奈良	450	SDGs : 15
11	「FABとくしま」を活用した「緑のイノフルエンサー」養成事業	近年広がりを見せる「SDGS」の観点から森林整備の重要性を訴える森林イベントを開催し、参加者にインフルエンサーにならうことで「緑の募金」発展に繋げる。	公益社団法人 徳島森林づくり推進機構	徳島	1,000	SDGs : 7, 8, 13, 15, 17
12	徳島県森林づくりリーダー養成講座	県民、企業・団体等の森林づくり活動を支援するために、森林づくりの指導者(森林リーダー)を養成(認定)する講座を実施する。また、これまでに認定した指導者を対象としたステップアップ講座も併せて実施する。	とくしま森林づくり県民会議	徳島	600	SDGs : 7, 8, 13, 15, 17
13	令和2年度 森林ボランティアリーダー養成講座	森林環境学習や自然体験活動及び、森林整備や木材利用を通して森林環境の重要性の普及啓発を行いう指導者を養成するとともに、ボランティアネットワークの促進を図る。	情報交流館ネットワーク	高知	600	SDGs : 12
14	宮崎県みどりの少年団総合研修大会	県内のみどりの少年団と育成会が一堂に会し、みどりの少年団活動発表大会や野外活動等を通じて相互交流を図ることにより、みどりや森林の重要性について理解を深め、自然を愛する情操豊かな青少年を育成する。また、活動発表会で優秀な少年団の代表を全国の活動発表大会(10月、北海道)に派遣し少年団活動のあり方等の見識を深める。	宮崎県みどりの少年団連盟	宮崎	800	SDGs : 15
15	子どもリーダー企画の自然体験事業	前年まで子どもリーダー養成を行つてきだ。その子ども達が企画した子どもも自然の自然体験である。このような経験を経ていくことは、リーダーとしてのスキルアップにもつながる。	特定非営利活動法人たんぽぽ	鹿児島	500	SDGs : 4, 12
	基礎整備事業 15件					

【国際交流事業 3件】

1	若いウラシンハート緑化技術等交流促進事業	樹木植栽による飛砂被害防止について普及啓発し、住民参加による緑化活動、特に防風林造成の取組を推進するとともに、緑化に関する国際協力、経済交流の取組をすすめる。	若いウラシンハート技術支援実行委員会	北海道	700	SDGs : 1, 11, 13, 15, 17
2	国際セミナー「森林火災と地獄地球の未来を守れるか」(仮題)開催	森林減少と気候変動に深刻な影響を及ぼす森林火災災について現地の専門家を招き、原因と対策を学ぶセミナーとNGO・国内専門家との勉強会を開催する。	一般財団法人 地球・人間環境フォーラム	東京	850	SDGs : 12, 15
3	気候変動対応と生物多様性保全と貧困対に貢献する熱帯森林での森林減少阻止と住民土地権尊重支援の意義を伝えられるセミナー	熱帯地域での先住民族や地域住民の土地権尊重や同意を得る権限強化で、大規模開発での森林減少に伴う環境的社会的な負の影響に対処する意義を伝える。	熱帯森林行動ネットワーク	東京	600	SDGs : 15, 16
	国際交流事業 3件					

市民グループ森林づくり活動支援事業実施要領

(公社) 秋田県緑化推進委員会

第1 趣 旨

森づくりや環境緑化に対する県民参加の促進と緑化思想の普及啓発を図るため、市民グループ等が行う植樹、育樹及び環境緑化活動（以下「森づくり活動」という。）に助成する。

第2 助成対象者

- (1) 森づくり活動を行う町内会、子供会、青年会、老人クラブ、有志会など（以下「市民グループ」という。）の代表者とする。
- (2) その他適当と認められるグループの代表者。

第3 助成要件

- (1) 概ね30人以上が参加して森づくり活動を行うものであること。
- (2) 活動対象地として、土地の所有者または管理者の了解が得られている場所で行うことであること。
- (3) その他適当と認められる場合とする。

第4 助成対象経費

森づくり活動に直接要する次の経費とする。

需用費	資材費（苗木、支柱、肥料、土壤改良材、標識テープ、標柱、看板など） 消耗品費（用紙、封筒、鋸・鎌等の作業器具など） 燃料費（チェンソー、刈払機の油脂燃料など） 印刷製本費（資料のコピーなど）
役務費	通信運搬費（切手・ハガキなど） 保険料（森づくり活動参加者の傷害保険料）
委託料	伐開、刈払い、地ごしらえ、大径木伐倒等の作業委託
使用料 及び 賃借料	バス・レンタカーの借上料、会議室使用料、 機械・器具の借上料
報償費	外部の講師、指導者、補助者への謝金

第5 助成額

1件当たり200,000円を上限とする。

第6 実施の手続き

(1) 事業計画の申請及び決定

ア 代表者は、事業承認申請書を市町村緑化推進委員会若しくは市町村緑化推進委員会が設置されていない市町村にあっては当該市町村（以下「市町村緑推等」という。）を経由して、公益社団法人秋田県緑化推進委員会（以下「本会」という。）に提出する。

（様式1，2，3）

イ 本会は、事業実施計画書を審査し、事業の承認と助成金額を決定する。

（様式4，5）

(2) 完了報告

代表者は、事業が完了したときは、事業完了報告書を市町村緑推等を経由して本会に提出する。

（様式6，7，10）（様式7は様式2を準用）

この場合、市町村緑推等は、事業完了確認報告書を添付するものとする。

（様式8，9）

(3) 助成金の支払い

本会は、事業完了報告書により事業の実施を確認したのちに、助成金を支払うものとする。

ただし、必要があると認めるときは、助成金決定額の5分の4を限度として概算払をすることができるものとする。この場合において、概算払を受けようとする代表者は、様式11により請求を行うものとする。

第7 申請書提出期限

別途通知するところによる。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改訂は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この改定は、平成31年1月1日から施行する。